

水戸市立地適正化計画（第2次）策定基本方針

都市再生協議会資料②
令和5年12月19日
都市計画部都市計画課

1 計画策定の趣旨

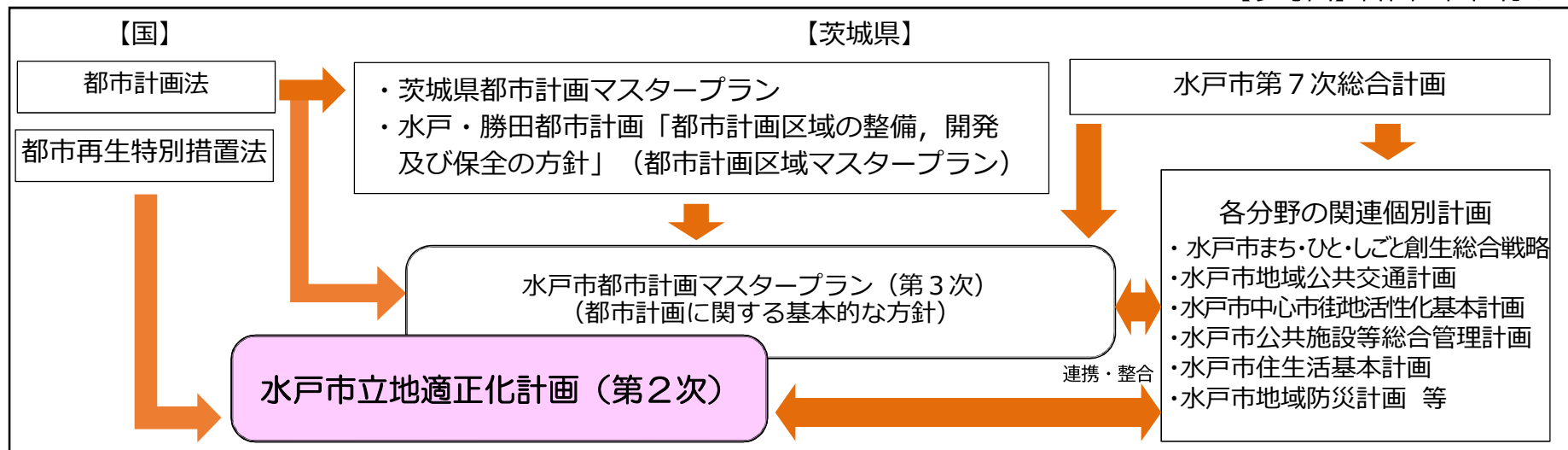
本計画は、都市再生特別措置法第81条の規定に基づく計画であり、長期的な視点に立ち、居住や都市機能の誘導について定めるものです。

本市では、平成29年に、人口減少・超高齢社会に対応し、全ての市民が安心して生活していけるよう、コンパクトで持続可能な都市構造の構築を目指し、「水戸市立地適正化計画(現行計画)」を策定しました。

現行計画の期間満了に当たり、人口減少、少子高齢化の進行や公共交通のあり方の変化など、社会情勢の変化に合わせた見直しを行うとともに、近年、激甚化・頻発化の傾向を見せている水災害等に関するリスク分析や対策を示した防災指針を位置付ける水戸市立地適正化計画(第2次)を策定するものです。

なお、計画策定に当たっては、水戸市都市計画マスタープランやSDGsの理念を踏まえるとともに、上位計画や関連個別計画と連携・整合を図りながら策定します。

【参考図】計画の位置付け



水戸市立地適正化計画（第2次）策定基本方針

2 計画策定の基本的姿勢

都市機能等の集約・誘導と交通ネットワークの連携を図り、利便性が高く魅力のある都市の実現を目指します。さらに、公共施設の効果的な配置等による持続可能な都市の実現とともに、防災指針を作成するなど災害に強い都市の実現を目指します。

(1) 区域の特性に合わせた都市機能の集約と居住の誘導による機能的な都市の実現

医療・福祉・子育て支援・商業等の都市機能を中心拠点や生活拠点に集約し、効率的な生活サービスの提供を図るとともに、居住の誘導により一定のエリアで人口を確保することで、生活サービスやコミュニティの維持を図ります。

(2) 公共交通ネットワーク等を活用した拠点間の機能連携の強化による利便性の高い都市の実現

鉄道やバスなどの公共交通ネットワークを活用するとともに、MaaS^{※1}等を取り入れ、拠点間の機能連携の強化に取り組むことで、利便性の高い都市の実現を図ります。

(3) 公共施設の効果的な配置による持続可能な都市の実現

都市機能誘導区域及び居住誘導区域を踏まえた公共施設の効果的な配置を進めるなど、社会資本の老朽化への対応を図ります。

(4) 災害に強い都市の実現

激甚化・頻発化する自然災害に対応するため、居住誘導区域等を考慮した防災対策・安全確保策を定める防災指針^{※2}を作成し、災害に応じたリスクの低減を図ります。

※1 MaaS(マース:Mobility as a Service)とは、移動者一人一人のニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索、予約、決済等を一括で行うサービスのこと。

※2 都市再生特別措置法の改正(R2.9)により、防災指針を立地適正化計画へ記載することとなった。防災指針の作成に当たっては、地域防災計画等の防災・減災に係る計画との連携・整合を図る。

水戸市立地適正化計画（第2次）策定基本方針

3 計画の構成及び期間

(1) 計画の主な構成

- ① 施策の実施の状況についての調査, 分析及び評価
- ② 居住と都市機能の立地に関する基本的な方針
- ③ 居住と都市機能を誘導すべき区域及び誘導施設
- ④ 居住と都市機能を誘導するための施策
- ⑤ 防災指針

(2) 計画期間

2024(令和6)年度から2033(令和15)年度までとします。

※国が定める都市計画運用指針において、立地適正化計画は長期的な都市の姿を展望することとされているため、都市計画マスタープランにあわせ、計画期間を10年とします。

※おおむね5年ごとに調査, 分析及び評価を行い、必要に応じて計画の内容を見直すものとします。

水戸市立地適正化計画（第2次）策定基本方針

4 計画策定の体制等

(1) 市民参加

- ・都市計画審議会
- ・都市再生協議会
- ・地域別意見交換会
- ・市民意見公募

(2) 庁内組織

- ・庁 議：計画(案)に係る重要事項を審議し、計画を決定します。
- ・政策会議：策定基本方針及び計画(素案)を決定します。
- ・関係課長会議：計画(素案)及び計画(案)の策定を行います。

5 策定スケジュール

- ・令和5年7月 策定基本方針の決定(政策会議)
 - ・令和5年8月 計画【評価, 防災指針等(素案)】の検討
 - ～令和6年3月 (都市計画審議会, 都市再生協議会 等)
 - ・令和6年1月～9月 計画【区域, 施策(素案)】の検討(都市再生協議会, 地域別意見交換会 等)
 - ・令和6年10月 計画(素案)の決定(政策会議)
 - ・令和6年11月～12月 地域合同意見交換会, 都市計画審議会, 都市再生協議会, 市民意見公募
 - ・令和6年12月 計画決定(庁議)
- (詳細は別紙参照)

策定スケジュール

項目	2023（令和5）年度										2024（令和6）年度														
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> 都市づくりに関する基本的な方針の検討 現行計画の評価 防災指針の追加等 										<ul style="list-style-type: none"> 区域の見直し 新たな施策の検討等 										<ul style="list-style-type: none"> 計画案作成 				
庁内組織	●関係課長会議：基本方針決定								●関係課長会議：評価、防災指針			●関係課長会議：区域・施策等原案			●関係課長会議：計画素案										
都市再生協議会							●計画策定の趣旨			●現行計画の評価、防災指針			●区域見直し・施策検討			●計画案									
都市計画審議会	●計画策定の趣旨									●現行計画の評価、防災指針									●計画案						
市民意見交換会																	意見公募								
意見公募手続													地域別意見交換会										地域合同意見交換会		

【都市再生協議会】(開催予定)

令和5年12月19日 計画策定の趣旨

令和6年 2月 頃 現行計画の評価、防災指針の検討

8月 頃 区域見直し・施策検討

11月 頃 計画案